

皮膚科専門医制度 カリキュラム制 研修手帳



この研修手帳は機構専門医制度研修の概略を示すと共に、研修実績の裏付けを個人で記載し管理していただくために作成したものです。本手帳はカリキュラム制を選択し、皮膚科研修を行っている専攻医の方々向けの内容となっています。カリキュラム制の専攻医はプログラム制の専攻医とは、研修実績の管理方法や管理すべき内容が異なります。本研修手帳を参照し、ご自身の研修状況を管理してください。

第1.2版

目 次

1. 研修に関する項目について	頁
(1) 機構専門医制度の概要について	1
(2) 研修の管理にあたって	1
(3) 研修の個別目標の概要について	1～2
(4) 達成度評価と経験記録の登録について	2
(5) 総合評価について	3
(6) 研修の中断と研修施設の異動について	3
(7) 研修期間の算定と専門医受験申請に必要な期間について	3～4
(8) 前実績単位の取得について	4～6
(9) 専門医受験申請について	6～7
2. その他	
(1) 皮膚科専攻医がすべきこと	8～9
(2) よくあるお問い合わせ	10～12

研修開始年月日	年 月 日
研修基幹施設名	
専攻医氏名	

(1) 機構専門医制度の概要について

機構専門医制度では、専門医資格の取得を目指し、プログラム制の研修を行う専攻医（以下、プログラム制専攻医）とカリキュラム制の研修を行う専攻医（以下、カリキュラム制専攻医）が皮膚科研修カリキュラムにおいて到達すべき目標として定める研修内容をスムーズに習得できることを目指し、プログラム制専攻医の場合には、日本皮膚科学会が開発を行った『皮膚科専攻医研修管理システム』にて、専攻医の研修状況を可視化し、システムを用いた研修管理・評価を行います。カリキュラム制専攻医の場合には、本研修手帳や研修カリキュラム制専攻医用『研修の記録』を用いた研修管理を行います。

①プログラム制専攻医における研修管理の概略

プログラム制専攻医は全国のいずれかの皮膚科研修プログラムに登録後、その研修内容（主に症例経験）を皮膚科専攻医研修管理システムへ登録し、指導医がそれを確認・評価する形をとります。プログラム制専攻医、指導医、プログラム統括責任者、施設群におけるプログラム管理委員会などがそれぞれの立場でこのシステムに登録されているプログラム制専攻医の研修状況を確認することによって、進捗状況を適宜把握することができます。また、個人のライフイベントにより研修を一時中断しても、登録した研修内容はシステム上に管理されているため、研修を再開した場合に一から研修し直すことなく、継続した研修を続けることができます。

②カリキュラム制専攻医における研修管理の概略

カリキュラム制専攻医は全国のいずれかの皮膚科研修プログラム（基幹施設）に登録後、その研修内容（研修期間、症例経験など）を研修の記録に記載し、指導医及びプログラム統括責任者の確認を受けます。プログラム制専攻医と異なり、専攻医研修管理システムではなく紙媒体にて管理していただきますので、本研修手帳及び研修の記録を紛失しないようご注意ください。

本紙は、カリキュラム制専攻医における研修管理の方法をまとめた資料となっています。カリキュラム制を選択した専攻医は本紙を印刷し、自身の研修管理を行ってください。なお、日本皮膚科学会を退会した場合や他科のプログラムに異動した場合には、登録した研修内容が失われますので、ご注意ください。

(2) 研修の管理にあたって

専攻医は参加する皮膚科研修プログラム（基幹施設）が確定した後、自身の研修が開始する前に速やかな日本皮膚科学会への入会手続きを行ってください。なお、入会にあたっては、日本皮膚科学会ホームページの「入会案内」を参照ください。入会後は、本研修手帳と研修の記録を印刷し、研修実績を登録・管理してください。なお、後述に示す前実績単位の管理は日本皮膚科学会の会員マイページ内にて管理されます。学会発表や論文発表の実績などは、そ

ちらのマイページに登録してください。

(3) 研修の個別目標の概要について

前述のとおり，専攻医は皮膚科研修カリキュラムにおいて到達すべき目標として定める研修内容を習得するものとします。習得すべき目標を個別目標1から5までに定義しています。詳細な項目は，皮膚科研修カリキュラムを参照していただくものとしますが，概要は次の通りです。

- ・個別目標1「専門知識」
- ・個別目標2「診断技能」
- ・個別目標3「治療技能」
- ・個別目標4「医療人として必要な倫理性，社会性等の事項」
- ・個別目標5「学問的姿勢」

それぞれの目標ごとに「達成度評価」を，また，個別目標1から3は，それに加え「経験記録」の登録を求めています。

(4) 達成度評価と経験記録の登録について

「達成度評価」は，それぞれの目標に対し自身がどこまで研修を実施できたかの自己評価を記入し，指導医からのコメント（評価）をいただきます。そのため，それぞれの個別目標における包括的な評価といえます。

「経験記録」の登録は，皮膚科研修カリキュラムにおいて，個別目標1から3までに経験すべき項目を定めており，その項目に対して，専攻医が経験した症例を記録していきます。例えば，個別目標1「専門知識」であれば，研修項目として経験すべき症例を35項目定めています。

「経験記録」の登録は，専攻医自身が（主担当として）受け持った症例のデータを登録してください。

登録内容：経験病名，患者年代，経験年月，研修施設名，指導医名

※患者の個人情報に配慮し，個人情報と同定できるような患者IDの記載は求めませんが，日本皮膚科学会の担当委員会や日本専門医機構から研修実態の問い合わせを行うこともあるので，専攻医自身がこの研修手帳や研修の記録を利用し，問い合わせに対応できるよう管理してください。

管理の例：

研修の記録の登録情報

経験区分	症例番号	経験症名	患者年代	経験年月	研修施設名	指導医
皮膚炎・湿疹	1	アトピー性皮膚炎	20歳代	2018/5	●●病院	皮膚太郎

保管情報

患者 ID	症例番号	経験症名	患者年齢	診察年月日	研修施設名	指導医
1234567	1	アトピー性皮膚炎	24歳	2018/5/10	●●病院	皮膚太郎

*研修の記録に経験症例を記載できる様式を用意しています。記載いただく際には、所属施設の IRB などと相談のうえ、患者の個人情報の管理には十二分にお気を付けください。

「達成度評価」及び「経験記録」は、皮膚科研修修了の際に別紙に示す様式にて指導医及びプログラム統括責任者に確認をしていただき、チェックや評価をいただく必要があります。

(5) 総合評価について

カリキュラム制専攻医の研修は、プログラム制の専攻医と異なり、毎年度の評価を得る必要はありませんが、研修修了時点で各種評価確認や研修修了証明書をプログラム統括責任者からいただく必要があります。

(6) 研修の中断と研修施設の異動について

カリキュラム制専攻医は、カリキュラム制を選択した事情を鑑みて、研修を休止・中断する場合でも、皮膚科学会への特別の連絡を必要としていません。また、現在、所属している基幹施設のプログラムに登録されている研修施設を移動する際には手続きは不要ですが、プログラム外の研修施設に移動する際には、手続きが必要となります。手続きに必要な様式や詳細は、日本皮膚科学会のホームページをご覧ください。

内容	手続きの要否
何らかの事情により研修を一時休止する場合	不要
プログラム内の研修施設に移動する場合	不要
プログラム外の研修施設に移動する場合	必要

なお、プログラム外の研修施設への異動をする際には日本皮膚科学会への連絡の前に指導医やプログラム統括責任者とよくご相談のうえ、お手続きください。

(7) 研修期間の算定と専門医受験申請に必要な期間について

① 研修期間の算定方法

カリキュラム制専攻医は研修期間を単位として算出します（以下、勤務実績

単位とよぶ)。「フルタイム」で「1ヶ月間」を勤務した場合には、1単位の勤務実績単位が算出されます。その勤務実績単位を60単位以上取得することが専門医受験申請の要件の一つとなります。また、カリキュラム制の大きな特色として、非フルタイム勤務でも次の表に基づき勤務実績単位をフレキシブルに算出することが可能です。

区分	「基幹施設」「連携施設等」で職員として勤務している時間	1ヶ月で取得できる研修単位
フルタイム勤務	週 31 時間以上	1 単位
非フルタイム勤務	週 26 時間以上 31 時間未満	0.8 単位
	週 21 時間以上 26 時間未満	0.6 単位
	週 16 時間以上 21 時間未満	0.4 単位
	週 16 時間未満	0

* 上記の時間は週あたりの実労働時間ではなく、それぞれの施設で勤務時間として契約している時間とします。

②上記以外の特例について

義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）は、その特性上、ある一定の期間を公的医療機関等で勤務する必要があることから、上記の非フルタイム勤務の皮膚科研修を行えないこともありえます。そこで、「義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）」に限り、下記の勤務であっても勤務実績単位を算出できることが可能です。

区分	「基幹施設」「連携施設等」で職員として勤務している時間	1ヶ月で取得できる研修単位
条件付き非フルタイム勤務	週 8 時間以上 16 時間未満	0.2 単位

* 上記の時間は週あたりの「皮膚科」実労働時間とする。

③「フルタイム」の定義

週 31 時間以上の勤務時間を所属している「基幹施設」または「連携施設等」での業務に従事することを指します。「外勤」、「パート」はこの勤務時間には含まれません。

④「1ヶ月間」の定義

暦日（その月の1日から末日）をもって「1ヶ月間」とする。

(8) 前実績単位の取得について

皮膚科専門医として認定を得るためには、皮膚科専門医試験に合格する必要

があります。また、皮膚科専門医試験を受験するためには、所定の前実績単位を取得している必要があります。前実績単位は、主に次の3つに区分けされます。

◇講習会への参加

◇学術集会における学会発表

◇皮膚科および皮膚科関連専門誌への論文発表

なお、新専門医制度の研修はカリキュラム制研修を開始した日からスタートします。そのため、前実績単位の取得についてもカリキュラム制での研修開始後のものが有効となりますので、ご注意ください。

◇講習会への参加

講習会は、日本皮膚科学会主催による必須講習会（総会時，夏，冬開催）と選択講習会（夏，冬開催）及び各支部学術大会時に開催される支部企画講習会に分けられます。いずれも講習会に参加するには、日本皮膚科学会雑誌または日本皮膚科学会ホームページからの受講申し込みが必要となります。

このうち、必須講習会については、3回以上受講する必要があります。この3回の受講は、その年度（4月から翌3月末）で1回に限られます。ただし、年2回以上、または総計で4回以上受講したときは、その分の単位は選択講習会の単位として取得されます。

例) 2018年8月の必須 夏と2019年1月の必須 冬に参加した場合

- ・2018年8月の必須 夏：必須の講習会として加算
- ・2019年1月の必須 冬：選択の講習会として加算

（同一年度ですでに必須講習会を受講しているため）

なお、必須講習会のほか、「医療安全」、「感染対策」、「医療倫理」に関する講習を各1回以上受講することが必要です。この3つの講習は、日本専門医機構が認めたものであれば、各研修施設で実施するものや日本医師会が主催するものでも単位として認められます。日本皮膚科学会総会では、毎年、関連する教育講演を実施しています。また、支部学術大会においても上記の3つのうち、1つ以上を教育講演として実施しています。日本皮膚科学会総会や支部学術大会に参加することで、必須講習会、選択講習会（事前申し込み必須）や「医療安全」などの必修項目の単位を取得することが出来ます。

*講習会の単位は、32単位を超えて加算することはできません。

◇学術集会における学会発表

発表単位が付与される学術集会は、日本皮膚科学会雑誌や日本皮膚科学会ホームページに掲載しているので参照してください。発表単位として認められる

ものは、本人が「口頭」で発表したものに限りません。また、ポスター発表でも、「口頭」で発表する機会（ポスターディスカッションやポスターセッション）があるものは申請可能です。なお、日本皮膚科学会総会や国際学会でのポスター発表は、「口頭」で発表する機会がなくても申請可能です。

学会発表は1題につき、2単位が付与されます。なお、審査は、専門医受験申請時に担当委員会で行われます。事前の審査は行っていないため、後述の原著論文の発表単位と併せて、ある程度単位に余裕をもった登録と申請をお勧めします。

◇皮膚科および皮膚科関連専門誌への論文発表

論文発表と認められるものは、下記の条件を満たしている全国に広く頒布されている医学専門雑誌に掲載された皮膚科学領域の論文、あるいは on-line journal です。学会プロシーディングス（国際学会を含む）への発表は認められません。また、厚生労働省、文部科学省等の調査研究班報告書、治験論文、職域領域の雑誌等は原著とはみなされません。

単位申請として認められる雑誌の条件

- ア. 年2回以上発行されていること
- イ. 1回につき600部以上発行されていること
- ウ. 原則として査読があること
- ※On-line journalについては「イ」の条件は含みません

論文発表の単位として認められるものは、本人が「筆頭」著者の論文に限ります。また、Equal Contribution 論文についても、本人が「筆頭」著者である場合に限り申請することが出来ます。そのため、Equal Contribution 論文で Second author の場合、「筆頭著者」として申請出来ないのをご注意ください。

論文発表は1篇につき、4単位が付与されます。また、3篇（12単位）を必須とします。

◇単位の加算

上記の3項目により得た単位を加算し、60単位を超える必要があります。60単位の内訳は、講習会における3回以上の必須講習会及び必修項目の各1回ずつの受講を満たし、かつ、32単位以上を超えることが出来ないという条件と原著論文における3篇（12単位）以上を必須とする条件を満たしていれば、どのような単位の取得でも差し支えはありません。

例えば、講習会15単位（必須講習会12単位＋医療安全、感染対策、医療倫理の各1単位）取得し論文発表48単位取得する、という方法でも構いません。

前述のとおり、学会発表や論文発表などの単位は、受験申請時に審査が行われます。そのため、ぎりぎりの単位で申請した場合、一部に認められない単位（例えば、同一発表など）があると差し戻しとなり、受験資格が認められないケースがあるのでご注意ください。

（８）専門医受験申請について

受験申請の際には、各種必要な様式があります。専門医受験申請の受付期間中に、日本皮膚科学会事務局まで書類を提出する必要がありますので、余裕をもった書類作成や手続きをおすすめいたします。

また、外来・入院レポートや手術記録レポートなどの様式は別途公開予定です。様式完成前までは、従来の学会制度の様式を備忘録としてご利用ください。

なお、専門医受験申請の時期は、８月から９月の期間になる予定です。また、専門医試験は原則として１２月（第三週日曜日が第一候補）になる見込みです。

*カリキュラム制専攻医の方々はプログラム制専攻医と異なり、カリキュラム制研修を選択した特殊な事情があるため、年間の研修計画を立てることが出来ない、という特色があります。そのことから、専門医受験申請は、全ての研修要件を満たさなければ申請できないことに注意が必要です。プログラム制の専攻医と異なり研修修了見込みによる手続きは認められません。

研修記録や研修期間を管理するためのフォーマットは下記「研修の記録」からダウンロードしてください。カリキュラム制専攻医の方はこれらのフォーマットにて管理していただきますので、ご活用ください。

<参考サイト>

○カリキュラム制専攻医用「研修の記録」

<https://www.dermatol.or.jp/uploads/uploads/files/news/ExperienceRecord20200508.pdf>

○日本専門医機構のホームページ

<https://jmsb.or.jp/>

○日本皮膚科学会のホームページ

<https://www.dermatol.or.jp/>

○日本皮膚科学会 皮膚科専門医制度について

https://www.dermatol.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=36

○日本皮膚科学会 皮膚科研修カリキュラム等の公開ページ

https://www.dermatol.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=37

○日本皮膚科学会 学会制度の専門医受験申請書類の様式公開ページ

https://www.dermatol.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=33

*ログイン要。

2. その他

(1) 皮膚科専攻医がすべきこと

専攻医が研修カリキュラムに従って研修するにあたり、必要な具体的行動は次のとおりです。

1. 初年度

- (1) 専攻医は研修プログラム（基幹施設）に参加を決定したら別紙の皮膚科領域専門研修開始届に必要事項を記載し、研修プログラム統括責任者の署名をもらい皮膚科領域専門医委員会（日本皮膚科学会研修プログラム委員会）に専攻医登録申請を行う。
- (2) 研修カリキュラムの一般目標を理解し、研修を開始する。

2. 研修終了時までに行うこと

- (1) 専門医研修の記録の「A. 形成的評価票」の以下の項目について、自己評価を記入し、指導医の評価を受ける。

個別目標 1 専門知識

達成度評価（1. 皮膚科学総論）

個別目標 2 診断技能

達成度評価（1. 皮膚科学診断学、2. 皮膚病理学）

個別目標 3 治療技能

達成度評価（1. 全身療法、2. 局所療法、3. スキンケア）

個別目標 4 医療人として必要な倫理性、社会性等の事項

達成度評価（研修項目 1-6）

個別目標 5 学問的姿勢

達成度評価（研修項目 1-5）

- (2) 専門医研修の記録の「A. 形成的評価票」の以下の項目のうち経験した項目については、経験症例の病名、経験年月（西暦）を記載し、指導医の確認を受ける。

個別目標 1 専門知識

経験記録（2. 皮膚科学各論）

個別目標 2 診断技能

経験記録（3. 皮膚科的検査法）

個別目標 3 治療技能

経験記録（4. 理学療法、5. 手術療法）

- (3) 経験症例レポート提出：必須症例 12 例を含む 15 例以上の経験症例のレポートを作成し、「総括評価票」の症例一覧に詳細を記載する。

- (4) 手術症例レポート提出：必須手術症例を含む 10 例以上、経験症例レポートと重複しない症例レポートを作成し、「総括評価票」の手術記録一覧に詳細を記載する。
- (5) 講習会・学術業績単位
講習会単位、学術業績単位を 60 単位以上取得すること。受講した内容、学会発表記録、論文発表記録を記録すること。
- (6) 勤務実績単位
60 単位以上取得すること。

(2) よくあるお問い合わせ

Q 1. 旧制度（学会制度）と新制度の同時研修は可能でしょうか。

A 1) 旧制度と新制度とでは、キャリアパスが異なります。同様に、研修修了要件も異なりますので、新制度で研修をしながら、旧制度としての研修も積んでいると見做す、いわゆる同時研修はできません。新制度で研修している方は新制度における研修修了を経て専門医試験の受験申請が可能となります。

Q 2. 旧制度から新制度への移行は可能でしょうか。

A 2) 旧制度から新制度への移行は可能です。ただし、Q1 のとおり、研修修了要件が異なりますので、旧制度で積んだ研修は新制度に移行することが出来ないことに注意が必要です。

Q 3 : 専門医研修を開始する条件は何でしょうか。

A 3) 初期臨床研修を終了し、皮膚科プログラム（基幹施設）に応募し、採用されることが条件です。また、学会に入会しなければ、研修講習会の受講申し込みなどができませんので、採用が確定した後、速やかに入会手続きを行うことをお勧めします。なお、入会には理事会承認が必要となるため、時期によってはお時間をいただく場合もあります。入会方法の詳細は、日本皮膚科学会ホームページの『入会案内』をご確認ください。

Q 4 : 研修開始日はいつでしょうか。

A 4) 研修開始日は、皮膚科研修カリキュラムでの研修を開始した日となります。

Q 5 : 学会入会日より前から専門医研修を始めている場合、研修開始日は実際に研修を開始した日ですか。それとも、学会入会日の日付ですか。

A 5) 皮膚科専門医研修を開始した日から算定します。

例) カリキュラム研修を開始した日：20xx 年 4 月 1 日

日本皮膚科学会の入会承認日：20xx 年 6 月 1 日

上記の場合、「20xx 年 4 月 1 日」が研修開始日となります。

Q 6 : 諸般の事情により初期臨床研修を終える時期が 2 ヶ月遅れます。この場合、皮膚科専門医研修は、いつから開始できますか。

A 6) 初期臨床研修の終了が 2 ヶ月遅れる場合、皮膚科専門医研修を開始するのも同様に 2 ヶ月遅れになります。すなわち、カリキュラム研修は初期臨床研修を終えた後から開始となります。なお、初期臨床研修の終了が遅れる場合であっても、基幹施設への応募時期は、通常どおりですのでご注意ください。

Q 7 : いわゆる一人医長での研修期間はどのようになるのでしょうか。

A 7) 研修期間として認められます。ですが、この場合、当該プログラムに「研修準連携施設」として登録されている必要があります。「研修準連携施設」として登録されていない施設の場合、研修期間として算定できない可能性があります。ご注意ください。

Q 8 : 他科での研修期間はどのようになるのでしょうか。

A 8) 皮膚科研修プログラムに登録されている領域（例えば、形成外科）であっても、研修期間として算定できません。

Q 9 : 大学病院等（研修施設）から研修準連携施設へ出向した場合の研修期間はどのようになるのでしょうか。

A 9) Q 8 と同様です。

Q10 : 大学院に在学中の期間は研修期間に含める事はできますか。

A10) はい、可能です。詳細な内容は、皮膚科研修プログラム整備基準における「5.8. 研究に関する考え方」を参照ください。

Q11 : 必修項目となっている「医療安全」、「感染対策」、「医療倫理」の 3 つの講習は、日本皮膚科学会が主催するものでなければ単位として認められませんか。

A11) いえ、認められます。所属の研修施設で開催するものや日本医師会が主催する講習会など日本専門医機構が単位として認めたものは、受講単位として取得可能です。なお、どの講習が単位として認定されているかについては、日本専門医機構の HP などでご確認ください。

Q12：学会発表はスライド供覧でも1発表として申請可能でしょうか。

A12) ご自身が口演された内容であれば、申請可能です。

Q13：論文発表は、アクセプトされていれば、実際に雑誌が発行されていなくても単位として申請可能ですか。

A13) はい、申請可能です。なお、受験申請の際に論文のコピーと併せて掲載証明書をお送りください。掲載証明書が無い場合には、アクセプトされた旨の文書やメールを証憑としてお送りください。

Q14：職域領域の論文とは具体的にどのようなものでしょうか。

A14) 職域雑誌とは、特定の職域の関連施設や特定の医療機関などにのみ配布する医学誌のことを指します。

Q15：ミニレポートは、論文として単位申請することは可能でしょうか。

A15) はい、申請可能です。なお、複数のミニレポートの提出は、担当委員会での個別審査によって、単位として認められないケースもあります。

Q16：カリキュラム制からプログラム制に研修方法を変更することは可能でしょうか？

A16) いえ、出来ません。プログラム制からカリキュラム制に変更することは可能ですが、その逆はできませんのでご注意ください。

